

令和2年12月9日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和2年12月7日付託分)

総 務 局

目 次

令和2年度11月補正予算		ページ
1	令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】	1
議案（条例その他）		
2	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例 の一部を改正する条例の概要	2
3	和解の概要	3
4	当せん金付証票の発売の概要	4

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（予算 その3） 4頁 定県第118号議案】

1 令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			152,000
	6 総務管理費		152,000
		本庁舎等維持運営費	95,000
		住宅供給公社ビル等貸室借上費	57,000
総務局計			152,000

2 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、行政財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額を改定するとともに、各所在地区分に該当する市町村について、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、三浦市及び南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表関係）

イ 電柱のうち、本柱の区分を細分化するとともに、共架電線に係る区分を新設する。（別表関係）

ウ 支線柱、支線及び街路照明柱について、使用料の算定区分から削除するとともに、その他の柱類に係る区分を新設する。（別表関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

(ア) 改正前の別表電柱の項に規定する本柱に係る使用料のうち、使用許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものについては、令和4年3月31日までの間、使用料は従前の額とする。

(イ) 改正前の別表電柱の項に規定する本柱に係る使用料以外の使用料のうち、施行日前に許可を受け、施行日以後の使用料を既に納入している等の場合、使用料は従前の額とする。

3 和解の概要

(1) 目的

リース期間満了により返却したハードディスクの盗難事件に伴う損害賠償請求について、民法第695条に基づく和解を行うものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

リース期間満了に伴い県が富士通リース株式会社に返却したハードディスク18本の盗難事件に起因する損害賠償請求に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方 東京都千代田区神田練塀町3 富士ソフトビル
富士通リース株式会社
代表取締役社長 近藤芳樹

(イ) 和解金額 2,369万9,480円

(3) 事件の概要等

ア 事件の概要

県と富士通リース株式会社横浜支店との間で平成25年10月21日に締結した所属サーバ機器賃貸借契約（以下「本リース契約」という。）のリース期間満了に伴い、県は同支店にハードディスク（以下「HDD」という。）を返却した。本リース契約では、HDDのデータ消去作業が定められていたが、県が同支店に返却したHDD504本のうち18本が、富士通リース株式会社（以下「FL社」という。）との契約においてデータ消去作業を実施することとされていた株式会社ブロードリンクの元社員により盗難、ネットオークションで転売されたことが令和元年11月26日に発覚した。

イ 協議の概要

令和2年8月26日に県からFL社に対して損害賠償請求通知を送付し協議を開始した。協議の結果、FL社は、県の損害賠償請求額（4,097万3,990円）について全て承諾した。

なお、FL社から、県とFL社間の既存リース契約（20契約）に関し、県が指定する方法でHDDデータ消去作業をFL社が実施する費用（1,727万4,510円）を損害賠償額支払額と相殺する旨の提案があったため、県は提案を受け入れることとし、和解金額を2,369万9,480円とした。

4 当せん金付証券の発売の概要

(1) 趣旨

令和3年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証券法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和3年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。